

① 件名																
旧門脇小学校の用地に係る所有権確認訴訟の提起について																
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）																
<p>【背景】 旧門脇小学校（以下「同校」という。）は平成27年3月に閉校となったものの、本市は、同校校舎を震災遺構として保存し、隣接する石巻南浜津波復興祈念公園と一体的な整備を進めることから、同校の用地及び校舎の管理を継続している。</p> <p>同校用地の一角である石巻市門脇町四丁目8番11内の土地（以下「本件土地」という。）については、不動産登記簿上、本市が所有者ではなく、表題部の所有者欄に「A外3名」と記載されている。法務局が所管する旧土地台帳等の資料を調査したところ、本件土地は、明治35年の校舎新築に先立って、旧石巻町が学校用地として取得したと思われるが、旧石巻町や本市への所有権移転登記はなされていない。</p> <p>【目的】 本件土地の名義を本市へ変更するためには、不動産登記簿に記載されている「A外3名」のうち、「A」の法定相続人を相手に、本市が本件土地の所有権を有することを確認する訴訟を提起する以外に方法がないことから、同訴訟を提起するもの。</p>																
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性																
<p>【根拠法令】 地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）</p> <p>【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無〕 又は 〔個別計画との整合性〕】</p>																
④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）																
<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">明治35年</td> <td>旧門脇尋常小学校移転新築</td> </tr> <tr> <td>昭和8年</td> <td>旧石巻町より石巻市へ権利承継</td> </tr> <tr> <td>昭和22年</td> <td>新学制施行で「門脇小学校」へ改称</td> </tr> <tr> <td>平成23年3月</td> <td>東日本大震災により、校舎が使用不能となる。</td> </tr> <tr> <td>平成26年1月</td> <td>「A」の相続人調査確定</td> </tr> <tr> <td>～平成29年3月</td> <td></td> </tr> <tr> <td>平成29年2月</td> <td>法務局へ更正登記を依頼</td> </tr> <tr> <td>3月</td> <td>法務局より、更正登記はできず、判決による登記の手続が必要との回答</td> </tr> </table>	明治35年	旧門脇尋常小学校移転新築	昭和8年	旧石巻町より石巻市へ権利承継	昭和22年	新学制施行で「門脇小学校」へ改称	平成23年3月	東日本大震災により、校舎が使用不能となる。	平成26年1月	「A」の相続人調査確定	～平成29年3月		平成29年2月	法務局へ更正登記を依頼	3月	法務局より、更正登記はできず、判決による登記の手続が必要との回答
明治35年	旧門脇尋常小学校移転新築															
昭和8年	旧石巻町より石巻市へ権利承継															
昭和22年	新学制施行で「門脇小学校」へ改称															
平成23年3月	東日本大震災により、校舎が使用不能となる。															
平成26年1月	「A」の相続人調査確定															
～平成29年3月																
平成29年2月	法務局へ更正登記を依頼															
3月	法務局より、更正登記はできず、判決による登記の手続が必要との回答															
⑤ 主な内容																
<p>不動産登記簿に記載されている「A外3名」のうち、「A」の法定相続人55名に対し、本市が本件土地の所有権を有することを確認する訴訟を提起するもの。</p> <p>【敷地の概要】 住所：石巻市門脇町四丁目8番11 地目：墓地 不動産登記簿上の地籍：628平方メートル</p>																

<p>⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）</p>
<p>【影響・効果】 本件土地の所有権移転登記手続が行われることにより、市有財産の適切な管理を遂行することができる。</p> <p>【市財政への負担】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・訴訟提起前の事前文書送付費用：<u>100,000円</u> ※配達証明での送付を予定。 ・文書送付して、届かなかった場合の現地調査費用：<u>未定</u> ※事前文書を送付しなければ、判明しない。 ・裁判所費用（被告へ訴状を送付する（送達）郵便料）：<u>未定</u>
<p>⑦ 他の自治体の政策との比較検討</p>
<p>⑧ 今後の予定及び施行予定年月日</p>
<p>平成29年 9月 市議会第3回定例会に本市が本件土地の所有権を有することを確認する訴訟を提起することに係る議案を提案</p> <p>10月 本市が本件土地の所有権を有することを確認する訴訟を提起</p>
<p>⑨ その他</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・本件土地の所有権移転登記手続について 本件土地は不動産登記簿に「甲外何名」と記載のある土地、いわゆる「記名共有地」である。「記名共有地」の登記手続については、平成10年の法務省民事局通知によると、「甲外何名」のうち、「外何名」の氏名住所が明らかでない場合、原告は「甲」を被告とする所有権確認訴訟を提起し、証拠に基づいた原告の所有権を確認する判決がなされていれば、所有権移転登記できるとされている。